

# 育英資金のしくみ

## 1 中標津町育英資金条例（抄）

### （目的）

第1条 この条例は、中標津町民であって義務教育の課程を修め、学術優秀にして、且つ、向学の意欲がある者で義務教育以上の教育を受けようとする者に対してその学資を貸与することを目的とする。

## 2 貸与・償還事務のながれ

- (1) 育英資金は、毎年申請し、毎年貸付決定します。  
(申請用紙は教育委員会で直接受け取るか、ホームページからダウンロードできます。)
- (2) 貸付は選考基準（学業成績、所属家庭の所得額等）により審査した後育英資金運営委員会の意見を聴いた上で決定します。
- (3) 貸付が決定された方には、「誓約書」及び「銀行口座設定申出書」を提出していただきます。
- (4) 貸付金額は規則で決められています。(別紙、募集要項参照)
- (5) 育英資金は、4月分は4月末日までに、5月分からは毎月15日頃に指定口座に振込します。  
入学一時金は、初回振込時に一括して振込します。
- (6) 毎年貸付終了後、借用証書を提出していただきます。
- (7) 育英資金は、毎年、貸付償還金を充てて運営されています。事前に計画した償還計画どおりに償還してください。

## 3 貸付額と償還額、年度の関係

(例) 4年制の大学進学者で、令和3年度から貸付を受けた場合  
(入学一時金200千円も貸付を受ける場合)

貸 付				据 置	償 還			
3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	・・・	・・・	17年度
440	240	240	240	-	10年間で全て返済できるよう計画する。			

(単位：千円)

- (1) 償還は、卒業後1年据置の後、2年目から償還となります。
- (2) 償還開始時期になりましたら、当委員会から連絡します。
- (3) 償還については、10年間で全額償還できるよう、事前に計画していただきます。

## 4 問合せ先

標津郡中標津町丸山2丁目22番地  
中標津町教育委員会 管理課総務係  
電話：0153-73-3111 (内線 277)